

令和4年10月教育委員会定例会 議事録

日時 令和4年10月6日(木)

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和4年10月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和4年10月6日(木) 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	中崎教育長、廣田委員、黒田委員、森委員、伊東委員、嶋崎委員
出席職員	島村政策監、狩野教育次長、桑宮総務課長、加藤義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、初村高校教育課人事管理監、分藤特別支援教育課長、大川児童生徒支援課長、山崎生涯学習課長、三好生涯学習課企画監
開 会 署名委員指名 前回会議録承認	<p>(中崎教育長)</p> <p>それでは、ただいまから10月定例会を開会いたします。 本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は黒田委員、嶋崎委員の両委員にお願いします。</p> <p>次に、9月定例会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
	<p>(中崎教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。各委員にご署名をお願いいたします。</p> <p>それでは本日、提案されている議題等のうち、冊子2及び冊子3につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
	<p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようでございますので、そのように進めさせていただきます。</p>
冊 子 1 協 議(1)	<p>では、定例教育委員会冊子1について審議いたします。協議事項(1)について、協議内容の説明をお願いいたします。</p>

(三好生涯学習課企画監)

それでは、協議事項(1)について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。長崎県読書バリアフリー推進計画の素案について、ご説明いたします。

読書バリアフリーとは視覚障害、発達障害、肢体不自由などにより、視覚による表現の認識が困難な方に読書環境の整備を進めようとする取組のことです。国においては、令和元年度に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が制定され、令和2年度には、国の基本計画が策定されました。そこで、地方公共団体においても、推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとなっております。これを受けて、本県においても、推進計画の策定を進めているところです。

視覚障害者等の読書環境の整備については、県の総合計画や障害福祉計画に記載をしておりますけれども、今回、それらをさらに具体化して、県の読書バリアフリー推進計画として、教育分野と福祉分野が連携して具現化していくための行動計画として取りまとめております。

それでは、計画素案をご覧ください。まず、4ページをお開きいただき、目次をご覧ください。計画素案は4つの構成、基本的な考え方、現状と課題、基本的な方針、具体的な施策で構成しております。

5ページをお開きください。計画の基本的な考え方として、策定の趣旨や、県の他の計画との位置づけを記載しております。

6ページをお開きください。この計画の対象は視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により読書が難しい、あるいは寝たきりや上肢に障害がある等の理由で、書籍を持ったり、ページをめくることが難しい方を対象としています。障害者手帳の有無は問いません。計画の期間については令和5年度から9年度まで5か年と考えております。またSDGsとの関係も記載しております。

7ページをご覧ください。視覚障害者等の読書環境の現状と課題について記載しております。ここでは県行政の関連施策の現状を記載しております。また8ページからは参考として視覚障害者等が利用しやすい書籍等について、どんなものがあるのかも例示しております。

読書バリアフリーにおいては、耳慣れない言葉が幾つか出てきます。わかりやすい表現にするよう努めておりますが、国の計画や資料等に用いられ、その用語が今後、一般的になるであろうものにつ

いては、あえて言い換えをせずに、そのまま用いております。代表的なものがアクセシブルな書籍です。当初はひどく馴染みにくい言葉だったので、身近なわかりやすい言葉に言い換えをしようかと考えましたが、そうすると定義がぼやけてしまうため、計画の用語としてどうか、また全国的な会議やニュースなどで使われる言葉であれば、この言葉を知っておくべきではないかと考え、ここではそのままアクセシブルな書籍という言葉を用い、わかりやすい説明を付記することといたしました。アクセシブルな書籍は、代表的なものには点字図書、拡大図書などがあります。

10ページをご覧ください。本県の課題を記載しております。読書に困難を感じる当事者の方や関係団体からのお話、懇談会での意見をもとに整理しております。課題は大きく3つ、1つ目は視覚障害者等が利用しやすいアクセシブルな書籍・電子書籍というものの自体が、まだまだ十分ではないこと。また、それらを作製する人材の確保が難しくなっていることをあげています。2つ目は点字や音声データを提供するなど、支援サービスがあるにもかかわらず、その利用が進んでいないこと。3つ目は図書館や県視覚障害者情報センターなど、関係機関がそれぞれに支援サービスを実施しておりますが、これらの取組が相互に、また一般県民や当事者の方にも十分に知られていないのではないかとということなどをあげております。

11ページをご覧ください。今後の取組について、大きな括りで基本的な方針を3つあげています。1つ目は、「誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす」、2つ目は、「誰もが利用しやすい読書環境をつくる」、3つ目は、「みんなに開かれた読書環境があることを伝える」です。具体的な施策は12ページをご覧ください。1つ目の「誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす」については、アクセシブルな書籍等を種類や分野に配慮して増やしていくこと。製作人材の育成に向けてノウハウを共有したり、若い世代へも裾野を広げていくことなどをあげております。

13ページをご覧ください。2つ目の「誰もが利用しやすい読書環境をつくる」においては、サピエ図書館や国立国会図書館のデータ送信サービス、県立図書館始め関係機関で実施している支援サービスの周知、サービス人材の養成、資質向上などに取り組むことをあげています。

15ページをご覧ください。3つ目の「みんなに開かれた読書環境があることを伝える」においては、教育と福祉の関係機関が連携してアクセシブルな書籍・電子書籍等の相互貸借や支援に関する情報を共有すること。また行政関係だけではなく、例えば眼科医など

質

疑

のかかりつけ医、眼鏡店とも連携し、支援を必要とする方へ、必要な情報が届くよう周知に取り組むことをあげています。さらに図書館関係者、社会教育関係者、学校教育関係者に研修を行い、読書バリアフリーに対する意識の底上げを図り、若い世代への啓発にも取り組みたいと考えております。この周知、啓発は県としても特に力を入れていきたいと考えているところです。委員の皆様からのアイデア、ご助言など、お聞かせくださいますよう、よろしくお願いいたします。以上が素案の概要となります。

それでは2ページにお戻りください。今後のスケジュールとしては、10月下旬から11月にかけてパブリックコメントを行います。そしてそれらの結果も踏まえて、来年1月の定例教育委員会において、議案として提出したいと考えております。その後、県議会での報告を経て、周知・広報に取り組む予定としております。以上で説明を終わります。ご協議、よろしくお願いいたします。

(中崎教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(廣田委員)

私もこの視覚障害者等関係の、図書閲覧ということについては、特に盲学校とか県立図書館とかの移動教育委員会などで視察させていただいて、そこでの知識しかあまりないのですが、初めて、県視覚障害者情報センターがあるということを知りました。それでこのセンターをどこが所管して、どこにあるのか。そして、ここは視覚障害者の方々が利用しやすい書籍等の収集、閲覧、貸出をしているということですがけれども、実態はどういう状況にあるのか、それを利用されているのか、皆さんここを知っていて、そこから借りている、そういう状況があるのか。全然知らなかったので、そのことを、まずお聞きしたいです。

(三好生涯学習課企画監)

県の視覚障害者情報センターにつきましては、福祉保健部の所管になりまして、直接の担当課は障害福祉課になります。場所は橋口町にあります長崎こども・女性・障害者支援センターの3階に設置してあります。ここは視覚障害者を対象としたセンターとなっております。お尋ねがありました資料の収集情報ですが、資料がCD録音図書、テープ録音図書、点字図書などあわせまして、約1万2、

000タイトルをお持ちです。これに対して年間の貸し出し利用は約6万5,000タイトルと聞いております。このセンターを知っている方は利用されているという状況かと考えております。

(廣田委員)

ということは、視覚障害者の方は、もうその存在というのは、はっきり認識しておられると考えていいのですか。

(三好生涯学習課企画監)

基本的には、ご存じだと思います。

(廣田委員)

それならいいのですが、盲学校をちょっと訪問させていただいたときに、僕がびっくりしたのは、点字の図書というのを、自分たちで製作することもあるということ、ちょっと聞いたような気がするのですよね。ああいう、例えば小説を、あその場合は多分、教科書だったと思いますけど、教科書を点字図書にする。そういう作業は盲学校の中ではできる人がいると。1冊の例えば小説にしても大変なことだろうと思うのですよね。それを点字図書、こんな厚くなるような感じがするのですよね。そういうものを作っていく場合に、この県視覚障害者情報センターがそういうものを実際やっているのでしょうか。

(分藤特別支援教育課長)

盲学校には、こういう会議等の議事録を点字で出力する点字プリンターなど備えておまして、こういう議事録を点字で盲学校の先生が読むような施設もありますし、今、先ほどご説明があった点字の教科書、これは教科書発行者が出している検定教科書をボランティア機関が点字化して必要な児童生徒に給与しているという教科書の需要の流れがあります。また、本県の視覚障害者情報センターにおきましては、例えば目が見えない方が、あの小説を読みたいと。しかし、まだ点字化されていないと。県視覚障害者情報センターに相談して、県視覚障害者情報センターのボランティアさんが点字化して提供してくれると。そういったような流れがつけられています。

(廣田委員)

やっぱり一番大事なのは、そういう点字図書を作るとか、視覚障

害者にとっては点字で本を読んでいくか、あるいは音声に変えて耳で聞いて、そういう本を読んでいくしかないだろうと思ったときに、どこが、今の答弁では県視覚障害者情報センターがそういうものを作っていくという、その連携の仕方というのが非常に大事だと思うのですよね。県立図書館にしても福祉保健部にしても、どちらかが作る方で、どちらかが依頼していくというような、そういうことをやっていく連携が非常に大事ではないかと思って、ここの中にもちゃんと書いてあるから、それはそれとしてわかるのだけど。そんな簡単にできるものかなというのは、ちょっと疑問なのですけどね。

（三好生涯学習課企画監）

おっしゃるとおり、本県内で例えば点字図書でありますとか、音声図書を作るのは、この県視覚障害者情報センターさんが中心になります。これらの情報というのは、本県が作ったものを本県だけが使うということではなくて、全国の点字図書館、公立図書館、ボランティア団体、あと国立国会図書館でも、こういったデータを作成しておりますので、それをみんなで共有するというシステムになっております。それを県視覚障害者情報センターを通してだけ利用するのではなくて、県内の公立図書館でもそういったものをもっと身近に利用していただけるように連携していきたいと考えております。

（廣田委員）

だんだん、わかってきました。そういう意味では、この推進計画というのは非常に大事な計画だと思うのですよね。どこが作って、そして、どういう形でそういう情報を提供していくのか。それを県内だけではなくて、全国でもそれを利用できるようにしていくということですが、これを1県だけでやっても間に合わないと思うのですが、これは全国で一斉に起こっている動きと捉えていいのですか。

（三好生涯学習課企画監）

読書バリアフリーについては今、全国で動きが本格化しているところです。本県が恐らく全国で15、6番目に、この推進計画を策定することになると思いますが、図書館の活用においても、読書バリアフリーにどう貢献していくかということがテーマの1つとなっております。

（伊東委員）

今、こういう本を点字にしてほしいという話がちょっと出たかと思うのですが、そういう利用者側の声というのは、どれくらい反映されるものかということをお聞きしたいのと、書籍という形で出ているものを、例えば音声の形態に直すというとき、著作権の問題とかはないのかと思ってお聞きしております。

(三好生涯学習課企画監)

リクエストについては、県視覚障害者情報センターが個別に対応という形でされています。ただやはり、特に点字については、作成するまでに時間がかかるというところがありますので、ニーズがあっても直ちにというのが難しい状況にはあります。

2点目の書籍をデータ化する際の著作権についてなのですが、これについては、2019年にマラケシュ条約というものが国際的にありまして、それに日本が批准した折に、著作権法の改正がなされて、視覚障害者等が活用する際には著作権の適用除外といたしますか、そういった定めがなされております。

(黒田委員)

点字であるとか音声だとか、こういう需要というのは結構あるのだと思うのですが、そういう点字での作成というのは、ほぼボランティア団体に頼っていらっしゃるのでしょうか。あるいは一般の企業で採算性が取れるなら、そういうものもどんどん作っていただけるのだと思いますが、現状はどうなのですか。

(三好生涯学習課企画監)

現状としましては、ボランティアの方に頼っている部分が非常に大きいです。一部については販売されているものもございますが、圧倒的に、現状としましてはボランティアという状況です。

(黒田委員)

基本的にボランティアの団体が作成されているのであれば、今、もうAIだとかロボットだとか3Dプリンターなんかで、点字が作れるかどうかわかりませんが、そういうふうなツールというのは、どんどん採用なんかできておるので、これからはどんどん、それは広がっていくのではないかとはいっているのですが、その辺の感覚はどうなのでしょうか。

(三好生涯学習課企画監)

現在、書籍等のテキストデータの活用というのが進んでおりまして、電子書籍というのも増えておりますが、点字で読む方というのが今、減ってきている状況もありまして、書籍の情報をテキストデータに変換して、そのデータに読み上げ機能を持たせる、目次機能なども持たせる、そういった加工の方が現在、増えている状況です。

(黒田委員)

ですから、書籍自体はそういう形で新たなツールを利用してどんどん増えている。早くなっているんですね。

(伊東委員)

前にちょっと関わった学生なのですけれども、やはり障害があって、ヘッドフォンとかを付けていないと集中ができないという学生がいたのですけれども、図書館の中でも、誰か人が動いたりとか、少しでも音が入ってくるとだめという学生がいたことがあって、そのときは、その学生さんが利用できるように個室というか、ほとんど外の音を遮断してヘッドフォンを利用するような、そういうこととかやっていたのですけど、例えば県立図書館とか市立図書館とか、そういうことも配慮されたような環境はあるのですか。ここにみんなに開かれた読書環境と書いてあるので、ちょっとお聞きしたかったのですけど。

(三好生涯学習課企画監)

まず図書館は今、バリアフリーの環境を進めております。その中で今、お尋ねがあったような個別の状況につきましては、それぞれどこまで合理的な配慮ができるかというところで、その館が持っている施設であるとか、検討しながら進めるものと考えております。

(伊東委員)

今、現状としては何かをやるということですか。

(三好生涯学習課企画監)

現状としては、もう行けばその部屋がすぐ使えるという環境になっているものは少ないと思います。ただ、例えば対面朗読室でありますとか、視覚障害者の方が使いやすい機器類を設置している部屋などもありますので、個別にご相談いただければ対応できることも、図書館ではあると考えております。

<p>報 告 (1)</p>	<p>(中崎委員長)</p> <p>よろしいでしょうか。ほかに、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>それでは今回、出たご意見、あるいはパブリックコメントを踏まえてですね、また1月の定例の方に議案として出させてもらいますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次に報告事項に入ります。報告事項に(1)について、ご説明をお願いいたします。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>「令和5年度県立高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科用図書の採択結果について」、ご報告をいたします。冊子1の17ページ、報告事項(1)をご覧ください。</p> <p>(1)基本方針と(2)採択の方法につきましては、今年度4月の定例教育委員会で決定されたものでございます。この基本方針、採択の方法に基づいて進めてまいりました。</p> <p>別冊資料をご覧ください。令和5年度使用の学校別採択教科書一覧をお示ししております。71校からあわせて3,319点の教科書が採択希望教科用図書として高校教育課に報告がありました。県教育委員会事務局の各教科担当指導主事、すなわち各教科を専門とする職員が不明な点は学校に問い合わせるなど、十分な確認を行ったのち、8月31日に採択についての関係課による確認を実施し、教育課程との整合性や学校及び生徒の状況との整合性また選定理由の妥当性などを精査いたしました。その後、一覧にお示ししております3,319点を9月13日の教育長の決裁をもって採択いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(中崎教育長)</p> <p>今の報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>毎回、質問しているのですが、17ページの採択の方法の2のただし書きの部分です。いつも気にするのは、国の検定教科書がない場合に、この規定により、適切な図書を学校が自由に選んでいいと、そういう教科書がない場合にはね。今ここに出されたのは、恐らく国の検定をとった教科書だけが出されているのではないかと思うのですよ。僕が気にしているのは新しい学科を設置しましたよね。新しい学科を設置したということは、特色ある教育課程を組んでい</p>

くので、恐らく国の検定教科書にない教科書を使わざるを得ない学校が多いのではないかと思うのですよ。そういう場合の、例えば北陽台も新しい学科を新設したけれども、どういう教科書を使っているのかね。そういうことがこの中に出てきているのか、僕はそれも示してほしいなといつも思っているのですよね。そのことについて、まずお願いします。

(田川高校教育課長)

今、ご質問いただきました、北陽台とかということでございましたので、恐らく文理探究科のお話ではなかろうかと思っております。文理探究科については、来年度の1年生から入学してくるということで、まだ今年度、教科書の選定中でございます。今、報告にあっておりますこの中には、いわゆる一般図書、目録にない教科書が、その中には入っておりません。締切がもう少し後でございますので、来年度設置される文理探究科がどのような一般図書、目録以外の図書を使ってくるかというのは、まだ私たちの方ではちょっと把握をしていないという状況でございます。

(廣田委員)

それはいいのですが、例えば松浦高校だったかな、地域科学科を設置しましたよね。そういう学校でも国の検定教科書しか使っていないのですか。国指定の教科書以外のものを使っている学校は結構あったと思うのですが、それがこの中にはないですよね。それを聞きたいのですが。

(田川高校教育課長)

次年度の分についてはそこにちょっとないのですが、例えば今年度、例えば長崎東高校には国際科を設置しております。探究的な学習をしております。長崎東高校が現在用いています、いわゆる一般図書につきまして簡単にご紹介させていただきますと、英語探究という学校設定科目の中で、一般図書を使っています。どんなものを使っているかといいますと、英文の中にジェンダーですとか、あるいは難民問題ですとか、あるいは医療、あるいはSDGs、そういったような今日的課題の英文を読ませて、生徒たちに探究的な学習をさせていると。その教科書は、ダウンロードをして音声や画像、そういったものを見ることができるということで、視覚的な資料をもとに探究的な学習ができるような、そういう一般図書を使って探究的な学習を進めている学校もございます。

(廣田委員)

そういう学校数とか、例えば今、長崎東高校の件を話して下さったけど、東高以外の学校もそういう学校が何校ぐらいありますか。そして、いつもこれが出てくるときに、採択の方法について、「2」にちゃんと書いてあるのに、教科書のものだけ、こう出ているのですよね。これも同じく採択するのだから、そういうその他の採択の方法、「2」で選択した、ただし書きの部分についても、示してもらえば、この学校はこういう教科書を使って新たな道を歩んでいるのだということがわかるから、それも示してほしいなと思ったのですが。

(田川高校教育課長)

今、おっしゃいました件につきましては、4月と、この10月で教科書が報告事項としてあがってまいりますので、次年度また、どういう一般図書を使っているのかということにつきましては、4月から10月か、また改めてお示しをするような形をとりたいと思っています。なお、今年度の一般図書の採択件数ですけども、48校で364冊が目録以外の一般図書として採択されております。

(廣田委員)

私は、その364冊の方を見たいので、できたら次の報告からぜひ、こういう本がこの学校が使っているのだということを示してもらえれば、長崎県の教育も新しいことをやっているということがわかるので、ぜひ示してほしいと思います。

(中崎教育長)

次回から、そのようにお示しをよろしくお願いします。

(廣田委員)

これは最近、報道があったのですが、教科書採択について、確か、ある教育長の校長時代に教科書会社が接待していたと。ですから、そういうことが非常にシビアな時代なので、長崎県の中にも教科書の作成に関わっている人、あるいは教科書会社がいどんな方法を使って採択の働きかけをしてくるかもわからないので、そういうことがなかったのかどうか、県教委としては学校にどういうふうな指導をしているのか教えてほしいです。

報 告 (2)

(田川高校教育課長)

教科書の選定から採択に至る過程につきましては公平性、それから透明性が求められております。毎年、各学校については、厳格に行うようにということで通知を出してございまして、近年そういった事例は長崎県では報告されてございません。

(中崎教育長)

ほかにございませんでしょうか。それでは、続きまして報告事項 (2) について、ご説明をお願いいたします。

(田川高校教育課長)

18 ページ、報告事項 (2) 「プログラミング教育の充実に係る取組について」、ご報告をいたします。

「1. 教員研修」につきまして、高等学校では今年度から必修科目、情報 の授業が始まっており、教員の指導力向上のため、指導レベルを2段階に分けた教員研修を行っております。(1) の表中の上段、情報 教員研修が初級から中級程度のものでございまして、今年度の見込みも含めまして計43名が受講予定ですが、(3) の備考に記載しておりますように、文部科学省や情報処理学会が実施しているオンライン研修等も代替研修として認めておりますので、これを含めた研修の受講予定者は対象の県立高校教員296名のうち、246名が受講予定もしくは受講済みとなっております、割合にして83.1%の教員が今年度のうちに研修の受講を終了する予定となっております。また(1) の下段の情報エキスパート教員養成研修が上級者向けでございまして、昨年度から引き続き長崎県立大学の情報システム学部の協力を得まして実施をしているところでございます。

引き続き「2. プログラミング講座・コンテスト」についてです。生徒の情報活用能力の育成につきましては、長崎大学及び産業界と連携し、IT人材の育成を目的としたプログラミング講座・コンテストを令和元年度から実施しております。今年度は8月2日から5日までの4日間、バーチャルリアリティコースとロボット制御コースの2つの講座を公私立14校から31名の高校生が受講をいたしました。また8月10日にはコンテストを開催し、研究成果の発表及び表彰を行うとともに、県内で情報関連学部を持つ大学による学部説明及び長崎県情報産業協会による講話を実施いたしました。今後、教員の資質向上と生徒の学びの場の確保の両面から情報教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

<p>質 疑</p>	<p>(中崎委員長)</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>令和7年度から、共通テストにプログラミングが入ってくるとい うことで、情報の先生方というのは、プログラミングの内容につ いて、きちっと理解して教える教員に育てないといけないとい うことなのですが、この43名の情報 の教員というのは、もうこの中 にすべて網羅されているのでしょうか。下には296名のうちの2 46名と書いてあって83.1%。これは情報以外の先生も受けた 上での83.1%なのだろうと思うのですが、情報の先生は43名 しかいないのですか。</p> <p>(初村高校教育課人事管理監)</p> <p>18ページの資料ですけれども、その296名というのは、こ の情報 を担当する可能性のある教員で、各学校に調査をしまして、 今後も授業をする可能性があるのが296名で、そのうちで(1) の情報 の研修とエキスパート研修、あわせて文部科学省、情報処 理学会のオンライン研修などを受講した人数の合計が246名とい うことになります。今年度、情報 の授業が始まっておりますけれ ども、県内で42校が情報 の授業を実施しております、その4 2校で実際に授業をしている教員の数71名ということになって おります。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>ということは、42校で71名の人をやっているということす よね。令和4年度で、ほぼ完成すると見ていいのですか。きちんと 指導できる教員になっているというふうに考えていいのですか。ま だ今後もこれを継続していくのですか。</p> <p>(初村高校教育課人事管理監)</p> <p>これは継続をしていきまして、今、現に296名中246名です ので、残りの教員を今後、研修を次年度、再来年度、実施をして完全 なものにするという形になります。</p> <p>(廣田委員)</p>
------------	--

7年度の共通テストで、どういう出題の仕方になるのかよくわかってないのですが、恐らくパソコンを使わせるのかと思ったのですが、パソコンを使ってプログラミングの力を試していくというような出題になるのかとも思いながら、そうであるならば、やはり急いで、そこまで先生方の力量を上げないと、もっと力を入れて指導していかないと、生徒たちに影響が出るなと思ったものですから、それはどうなのですか。

(田川高校教育課長)

令和7年度の大学入学共通テストに向けまして、最初、コンピューターベースドテストという事で、コンピューターを使ったテストが検討されておりました。ただし問題が非常に多く、解決すべき事項も多いということで従来どおり、ペーパーベースでの試験になっております。大学入試センターが、この情報の試行問題を既に公表しております。それをどのようなものか見てみますと、紙面上にプログラミングの画面のようなものがある、そこにどんなものが入っていくのかというようなことが問われている、そういう問題でございました。大まかな内容でいきますと、その試行問題では比例代表選挙のいわゆる議席を、比例代表で各党に配分していくことのプログラミングを組んでいくということで、各教科で勉強しているようなことを、プログラミングをさせていくというような、そういうものが出題されていたという状況でございます。

(黒田委員)

このプログラミングを高校生が学ぶレベルですけれども、低いものから高いものまで、本当に専門的なプログラムもあるでしょうし、文系でも利用できるような簡易言語というのが今、ございますよね。そういうレベルの研修と理解してよろしいのでしょうか。

(田川高校教育課長)

この18ページの資料2の、いわゆるプログラミング講座コンテストの内容を少しご紹介させていただきます。2つ講座ございまして、バーチャルリアリティコース(言語:C)とありますけれども、これでは三次元の空間でさまざまな物体をプログラミングさせて動かしていくというようなものが行われたようでございまして、実際には太陽系のさまざまな惑星を動かしてみても、何月何日にはどんな状態なのか、それをこの惑星から見たら、どんな形のふうに見えるのかというような形で、実際の国立天文台にあるような、ホー

ムページで掲げているようなものに非常に近いもので、優れた作品ができ上がったということで、そういうレベルの内容であったと報告を受けています。

(黒田委員)

すると、先生方のレベルも結構、高くないとなかなか難しいですね。その辺はどういうふうに具体的に進んでいるのでしょうかね。研修は受けられましたけど。

(田川高校教育課長)

今、申し上げた下の段に、生徒向けのものは大学の先生方をお願いをして行っていただき、そこに引率してきた高校の教員もおりますので、先生たちにとってもいい刺激になったということです。

(中崎委員長)

ほかにございませんでしょうか、それでは、続きまして報告事項(3)について、お願いいたします。

(山崎生涯学習課長)

19ページをご覧ください。「第37期第1回長崎県社会教育委員の会議」についてご報告をいたします。

令和4年8月1日付で、16名の委員の方に対しまして、第37期長崎県社会教育委員を委嘱し、9月9日に第1回の会議を開催いたしました。第1回目の会議では、次の3点について協議を行いました。1点目は委員長、副委員長の選出。そして2点目は第37期長崎県社会教育委員の活動の方向性について。3点目は、県教育委員と県社会教育委員との意見交換会についてということです。

委員長、副委員長につきましては、委員の互選により決定をいたしました。委員長には元教育次長であり、現在、長崎県立大学地域連携センター特任教授でいらっしゃいます本田道明氏、副委員長は、とまちこども園副園長でいらっしゃいます郷野和代氏が就任されています。

次に、第37期の活動の方向性としましては、コロナ禍にあって、第36期の委員が調査研究する機会や、県教育委員会に対し、社会教育に関する助言、意見をすることが少なかったことから、第37期も第36期の協議テーマを引き継ぐことになりました。テーマについては、19ページの中ほどにお示ししておりますとおり、「人口減少時代における長崎らしい社会教育のあり方 ~多世代・多分

	<p>野が参画した持続可能な地域・人づくり～」です。</p> <p>今後、令和6年7月までに、これから5回の会議を開催し、地域学校協働活動の推進、地域総がかりでの家庭教育支援の推進、そして多世代・多分野がかかわる社会教育の推進について協議を進めてまいります。</p> <p>最後に令和2年度、3年度には、コロナ禍で実施ができていませんでした県教育委員と、県社会教育委員との意見交換会の開催についても話題となりました。県社会教育委員としては12月の定例教育委員会と同日に開催してはどうかという意見が出ております。</p> <p>(中崎委員長)</p> <p>今の報告について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。社会教育委員のメンバー表をつけた方がよかったですね。それと、この意見交換会のテーマとかはどうされるのですか。</p> <p>(山崎生涯学習課長)</p> <p>これから検討をしていきます。</p> <p>(中崎委員長)</p> <p>社会教育委員は、いろんな経歴というのでしょうか、活動をされている方がおられるので、今の学校教育とこの社会教育の連携というのは、これからすごく大事だと思っていますので、またテーマは我々の方で検討して、事前に皆さんにもお知らせしたいと思います。なかなか今の教育を取り巻く課題は、これもう学校だけでは解決できないと思っています。家庭や地域との連携、協働の中でいろいろ進めていきたいと思っていますので、ぜひ有意義な会になるように、また皆さんの意見をしっかりお汲み取りしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。ご意見等はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">- - - - な し - - - -</p> <p>それでは、報告事項を終了いたします。次の審議からは非公開で行いますので、報道関係者の方は、ご退席をよろしくお願いいたします。</p>
報告(秘密会)	<p>(別紙議事録)</p> <p>午後4時26分、本日の会議を終了</p>